

岩倉市子ども会等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市子ども会連絡協議会及び各単位子ども会（以下「子ども会等」という。）の育成助長を図り、もって児童福祉の増進に寄与するため、子ども会等育成事業（以下「事業」という。）に必要な経費に対し交付する助成金について必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 この要綱の規定により市が助成を行うことができる子ども会等は、子ども会活動の助成対象となる事業内容であるものとする。

(基準額及び助成率)

第3条 前条の規定により子ども会等が行う事業に必要な経費の全部又は一部を予算の範囲内において助成する。

(助成の申請)

第4条 助成金を受けようとする子ども会等は、市長に岩倉市子ども会等助成金交付申請書（様式第1）を提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、収支予算書（様式第1別紙）及び事業計画書を添付しなければならない。

(助成の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときはその内容を審査し、適当と認めたときは予算の範囲内において助成金の交付を決定しなければならない。

2 前項の助成金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件をつけた場合にはその条件を当該子ども会等に岩倉市子ども会等助成金交付決定通知書（様式第2）により通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 前条の規定による通知を受けた場合について、当該通知に係る助成金交付の決定又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の日から起算して30日以内に助成金交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げのあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとする。

(事業の遂行)

第7条 子ども会等は、第1条の目的に従い助成金の公正かつ効率的な使用及び事業の誠実な執行に努めなければならない。

2 市長は、子ども会等に対し事業遂行に関し、必要な指導を行い報

告を求めることができる。

(事業の完了)

第8条 当該決定に係る事業は、4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならない。

(実績報告)

第9条 子ども会等は、事業を完了したときは、市長に岩倉市子ども会等助成金実績報告書(様式第3)を提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、収支決算書(様式第3別紙)を添付しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書による審査等のうえ、速やかに助成金の額の確定を行い、子ども会等に通知しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 助成金は、子ども会等の請求に基づき交付しなければならない。

(交付決定の取消し又は助成金の返還)

第12条 市長は、子ども会等が次の各号の一に該当する行為を行った場合は、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱及び助成金の交付決定に付した条件又は市長の処分に違反したとき。

(2) 助成金を事業以外の用途に使用したとき。

(3) 事業内容を中止し、又は廃止したとき。

(諸帳簿の整理)

第13条 子ども会等は、事業に係る経理を明らかにする証拠書類を整備して5年間保存しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、市長がその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月25日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

岩倉市長

殿

子ども会等の名称

その長の職

氏名

年度岩倉市子ども会等助成金交付申請書

年度岩倉市子ども会等育成事業についての助成金の交付を受けたいので岩倉市子ども会等助成金交付要綱第4条により、次のとおり申請いたします。

1 総事業費 円

2 助成金額 円

別紙

収 支 予 算 書

収 入 (単位：円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
子ども会等助成金		
計		

支 出 (単位：円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
助成対象経費		
	小 計	
対象外経費		
	小 計	
合 計		

- 備考 1 本事業に要する収入及び支出を記載してください。
2 支出のうち助成対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。

様式第2（第5条関係）

第 年 月 日
年 月 日

殿

岩倉市長

印

年度岩倉市子ども会等助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度岩倉市子ども会等助成金については、岩倉市子ども会等助成金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同条第2項の規定により通知する。

- 1 この助成金の交付の対象となる事業の内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 助成金の決定額は、次のとおりとする。

金 円

様式第3（第9条関係）

年 月 日

岩倉市長

殿

子ども会等の名称
その長の職
氏名

年度岩倉市子ども会等助成金実績報告書

岩倉市子ども会等助成金交付要綱第9条の規定により次のとおり報告いたします。

事業内容

別紙

収 支 決 算 書

収 入 (単位：円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
子ども会等助成金		
計		

支 出 (単位：円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
助成対象経費		
小 計		
対象外経費		
小 計		
合 計		

- 備考 1 本事業に要した収入及び支出を記載してください。
- 2 支出のうち助成対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。